

新型コロナウイルスワクチン接種について

鳥取市健康こども部鳥取市保健所保健医療課

ワクチン接種体制の基本設計

- 国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施。
- 市町村は住民向けの接種体制を構築し、接種を希望する方は原則、居住地（住民票所在地）の市町村で接種を受ける。
- ワクチンの接種場所は、医療機関、市町村が設ける会場いずれでも実施できる。
- ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることなどから、受託医療機関や接種会場ごとの接種可能人数を可能な限り多くする必要。

実施主体と関係者の役割分担

- ・ **厚生労働大臣の指示**のもと、**都道府県の協力**により、**市町村において予防接種を実施**する。
- ・ 国・都道府県・市町村の役割分担については、主導的役割を果たす国、実施主体としての市町村、広域的な視点で市町村を支援する都道府県といった役割分担を基本として、**接種体制・流通体制を速やかに整備**する。

接種場所の原則と例外

- ・ 身近な地域において接種が受けられる仕組みとして、市町村は住民向けの接種体制を構築する。
- ・ 接種を希望する方は**原則、居住地（住民票所在地）の市町村で接種**を受けることとする。
ただし、長期間入院又は入所している方等、**やむを得ない事情がある場合には、居住地以外の市町村で接種**を受けることができることとする。

接種会場や接種方式

- ・ ワクチンの接種場所は、**医療機関、市町村が設ける会場**いずれでも実施できる。
（契約方式は、医療機関への委託契約、自治体直営のいずれでも実施できる。）
- ・ ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることなどから、受託医療機関や接種会場ごとの**接種可能人数を可能な限り多くする必要**がある。

ワクチン接種実施に係る基本的事項（現時点）

1 対象者

市町村の区域内に居住する16歳以上の者

2 実施期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで

3 接種を受ける努力義務の取扱い

対象者については、原則として予防接種法第9条第1項の「接種を受ける努力義務」の規定が適用されるが、妊娠中の者については、当該規定の適用が除外されている。

4 使用するワクチン

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日に**ファイザー株式会社**が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条の承認を受けたものに限る。)

接種場所の原則と例外について

- 新型コロナウイルスワクチンの接種は、平時の定期接種と同様に、各地域で住民向けの接種体制を構築することから、住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とする。
- ただし、長期入院、長期入所している等のやむを得ない事情による場合には、住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができることとする。

原則（住所地内で接種）

- ・ 住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を受けることが原則とする。
- ・ 市町村は住民向けの接種体制を構築する。

住民票所在地の市町村



平時の定期接種と同様

例外（住所地外で接種）

- ・ 長期入院、長期入所している方等のやむを得ない事情による場合には、例外的に住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができる。

やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している者の例

市町村への申請が必要な方

- ・ 出産のために里帰りしている妊産婦
- ・ 遠隔地へ下宿している学生
- ・ 単身赴任者 等

市町村への申請が不要な方

- ・ **入院・入所者**
- ・ 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ・ 災害による被害にあった者
- ・ 拘留又は留置されている者、受刑者 等

住民票所在地の市町村



住民票所在地以外の市町村



住所地外の接種

- 新型コロナウイルスワクチンの接種は、各地域で住民向けの接種体制を構築することから、住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とする。
- 一方、やむを得ない事情により、住民票所在地の市町村で接種を受けることが困難な者のうち、申請が必要な者については、一定の要件を定めた上で、住民票所在地以外で接種を受けることを例外的に認めることとする。

住所地外で接種を受ける流れ

【例外を認める具体的な要件】

- ・ 例外的に住所地外で新型コロナウイルスワクチンを接種する場合には、接種券に加え、接種医療機関が所在する市町村が発行する「**住所地外接種届出済証**」の持参を要件とする。
- ・ 「住所地外接種届出済証」については、以下の方法で発行することができる。

接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」上で申請・発行が可能

申請

- 住所地外での接種を希望する者は、申請用ページにより医療機関等所在地の市町村に対して申請理由等の必要情報を入力し、住所地外接種を希望する旨を申請する。

届出済証の発行

- 医療機関所在地の市町村は、V-SYS上で申請を受付。
- 市町村は、申請者に対して「住所地外接種届出済証」を発行する。
- V-SYS上で受け付けた申請は、「住所地外接種届出済証」を自動で発行するため、市町村における作業は不要。

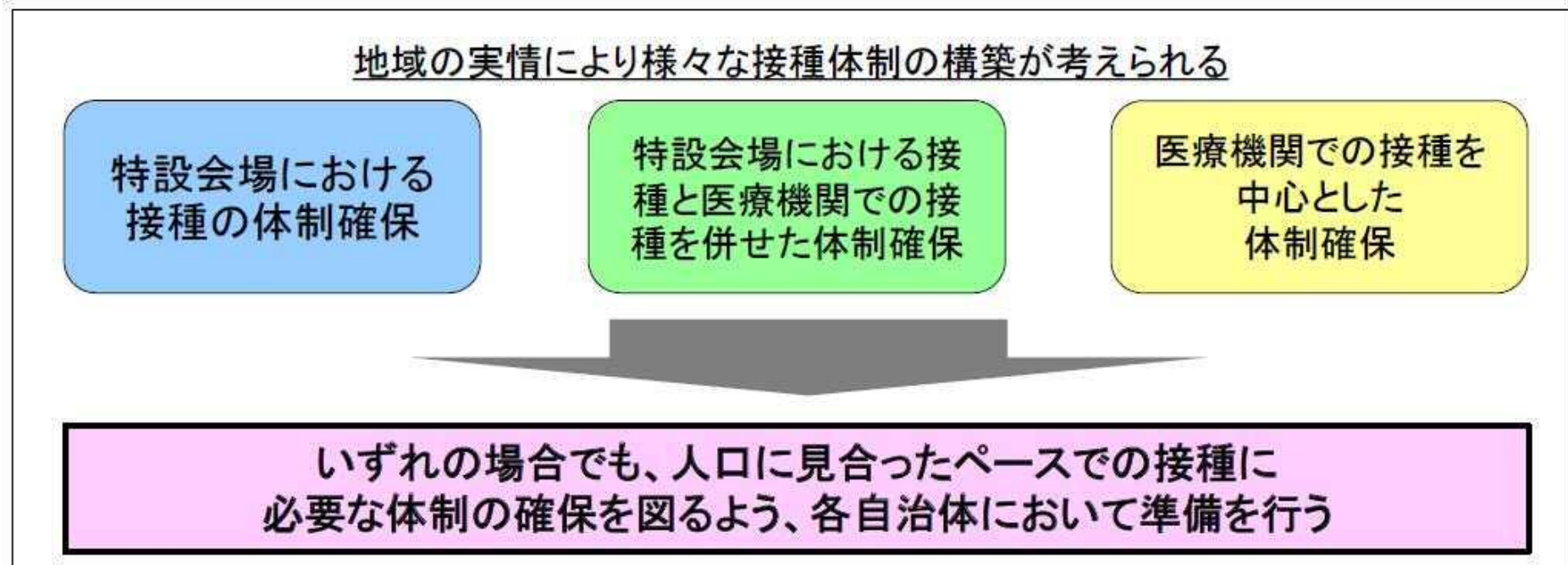
接種

- 医療機関等に「接種券」と「住所地外接種届出済証」を持参し、接種を受ける。

※住所地外接種の申請及び届出済証の発行は、郵送または対面による方法により行うことも可能。また、市町村の選択によりV-SYS上で申請受付を行わないことも可能

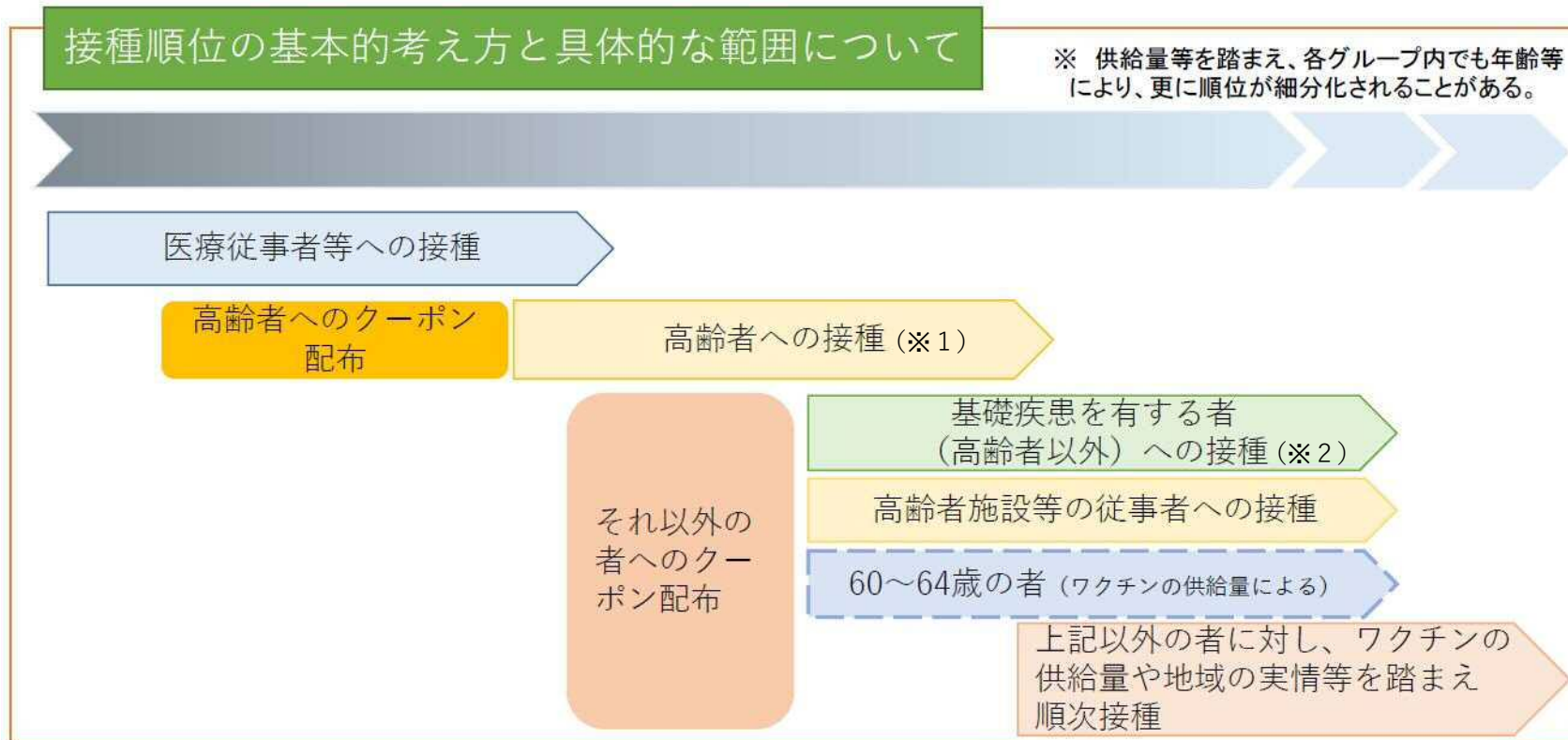
接種体制の確保

○新型コロナワクチンの予防接種の実施計画を各市町村において検討し、策定する。



(出典) R3.1.25 厚生労働省第2回自治体説明会資料

接種順位の考え方



※1 令和3年度中に65歳以上に達する人

(出典) R3.2.17 厚生労働省第3回自治体説明会資料

※2 1. 以下の病気や状態の方で、通院または入院されている方

- ①慢性の呼吸器の病気 ②慢性の心臓病(高血圧を含む。) ③慢性の腎臓病 ④慢性の肝臓病(肝硬変等)
- ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ⑥血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- ⑦免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。)
- ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等) ⑪染色体異常
- ⑫重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態) ⑬睡眠時無呼吸症候群

2. 基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方

ワクチン接種に関する相談体制

【市町村】接種手続き等に関する一般的な相談

- ◆鳥取市 新型コロナワクチン接種専用コールセンター
 - ・受付時間:8:30~17:15(土日・祝日も含む)
 - ・連絡先:TEL 0857-30-8535

【都道府県】医学的知見が必要となる専門的な相談

- ◆鳥取県 新型コロナワクチン相談センター
 - ・受付時間:9:00~17:15(土日・祝日も含む)
 - ・連絡先:TEL 0120-000-406
FAX 0857-50-1033

【国】コロナワクチン施策の在り方等に関する問合せ

- ◆厚生労働省 新型コロナワクチンコールセンター
 - ・受付時間:9:00~21:00(土日・祝日も含む)
 - ・連絡先:TEL 0120-761-770